

根室市談合情報対応マニュアル

- 1 根室市公正入札調査委員会設置要綱（平成26年根室市訓令第48号）
- 2 根室市談合情報対応要領（平成26年根室市公正入札調査委員会委員長決定）
- 3 根室市公正入札調査委員会及び根室市競争入札参加資格審査委員会調査等判断基準（平成26年根室市公正入札調査委員会委員長決定）

平成26年8月1日施行
(建設水道部都市整備課)

根室市公正入札調査委員会設置要綱

(平成26年7月29日根室市訓令第48号)

(趣旨)

第1条 建設工事等の入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うため、根室市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(調査審議事項)

第2条 委員会においては、工事等について入札談合に関する情報があった場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 談合情報の事実確認に関する事項
- (2) 入札の中止、執行その他の談合情報に係る対応に関する事項
- (3) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、根室市競争入札参加資格審査委員会の構成員及び、入札談合に関する情報に係る工事等を所掌する部・課の長をもって構成するものとし、委員長には建設工事等は建設水道部長、物品購入等は総務部長とし、必要に応じて委員長代理を置くことができるものとする。

(会議)

第4条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、建設工事等は建設水道部都市整備課、物品購入等は総務部財政課に置くものとする。

2 委員会の事務局は、委員長が別に定める要領に基づき対応するものとする。

附 則

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

根室市談合情報対応要領

(平成26年7月29日、根室市公正入札調査委員会委員長決定)

(目的)

第1条 この要領は、根室市公正入札調査委員会設置要綱（平成8年根室市訓令第32号。以下「設置要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき、根室市が発注する契約に係る入札の適正を期すとともに、入札に関し不正を疑わせる情報（以下「談合情報」という。）に対して的確な対応を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 建設工事等 根室市が発注する契約で、工事及びこれに関連する業務の委託、物品の購入、製造の請負、売払い、賃貸借及び業務の委託をいう。
- (2) 委員会 設置要綱第1条に規定する組織をいう。
- (3) 事務局 設置要綱第5条に規定する事務局をいう。
- (4) 委員長 設置要綱第3条に規定する委員長をいう。

(情報の確認及び通報)

第3条 入札に付そうとする建設工事等について、談合情報があった場合には、当該情報の提供者の氏名、連絡先等を確認のうえ談合情報受付書（別記様式第1）を作成し、直ちに事務局へ通報する。

- 2 新聞等の報道により情報を把握した場合においても、事務局へ通報する。
- 3 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。

(委員長への報告)

第4条 事務局は、前条の規定により談合情報に係る通報を受けた場合には、談合情報報告書（別記様式第2）により、直ちに委員長に報告するものとし、新聞等の報道により情報を把握した場合においても同様とする。

(委員会の招集及び審議)

第5条 委員長は、前条の規定により事務局から報告を受けたときは、事情聴取の結果等を踏まえて委員会を招集し、当該情報の信憑性及び第7条以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議する。

(報道機関等及び議会議員との対応)

第6条 談合情報を把握した以降において、報道機関等及び議会議員から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、原則的に事務局（課長及び係長の職にある者）が対応する。ただし、委員長が必要と認める場合は、その指示により委員会の中から対応者を選定することができる。

(談合情報に対する具体的な対応)

第7条 談合情報があった場合には、本条から第9条までの規定に基づき対応するとともに、詳細な手順等は第10条から第16条までの規定に基づき行う。

2 調査結果等の判断にあたっては、委員長が別に定める基準に基づき対応する。

(入札執行前の談合情報の把握)

第8条 入札執行前に談合情報を把握した場合は、次の各号に基づき対応する。

(1) 談合情報が寄せられた時期による取扱方法

ア 業者に対し、入札公告及び指名通知する前の場合は、当該公告並びに通知を留保し、引き続き次号以下による調査を行う。

イ 入札日当日(入札執行前)までの場合は、入札を留保し、引き続き次号以下による調査を行う。

(2) 調査及び方法

ア 談合情報が次の場合には、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)全員に対して事情聴取を行うとともに、事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日の前日に行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日を繰下げしたうえで行うなど、談合情報が寄せられた時期により適切に判断して実施する。

(ア) 事情聴取を行う(調査に値する)場合の要件

A 情報提供者の氏名・連絡先及び対象工事名・落札予定業者が、明らかである場合

B 情報提供者が匿名であっても直接発注機関に通報する者の氏名、連絡先及び対象工事名・落札予定業者が明らかであり、さらに下記に示す情報が複数含まれている場合

(A) 談合に関与した業者名が明らかであること

(B) 談合が行われた日・場所及び具体的な談合の方法が明らかであること

(C) 落札予定金額を示していること

(D) その他の談合に参加した当事者以外に知り得ない情報があること

(イ) 事情聴取を行わない(調査に値しない)場合の要件

A 本条第2号ア(ア)の事項に該当しない談合情報である場合についても、入札に際しては全ての入札参加者から誓約書(別記様式第4)を提出させ、入札執行後、談合の事実が明らかと委員会において認められた場合には、入札を無効とする旨の警告をした後入札を行い、同時に建設工事等積算内訳書(以下「積算内訳書」という。)の提出を求め積算担当者による精査を行う。

(3) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

ア 事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、根室市契約規則（昭和39年根室市規則第31号。以下「契約規則」という。）第22条の規定を適用し、入札を中止または延期する。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

ア 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から誓約書（別記様式第4号）を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が認められた場合には入札を無効とする旨の警告をした後に入札を行うものとする。

イ 本号アの場合は、全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し、積算内訳書を提示させる。

ウ 入札には、積算担当者が立会い、積算内訳書を精査する。

エ 積算内訳書の精査において、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、前号アにより対応する。

（入札執行後の談合情報の把握）

第9条 入札執行後に談合情報を把握した場合は、次の各号に基づき対応する。

(1) 談合情報が寄せられた時期による取扱方法

ア 契約（仮契約を含む）締結前の場合は、入札後において入札結果等を公表しているため、落札者及び落札金額が既に閲覧に供されていることに留意するとともに、次号の手続きによることが適切か否かを委員会で判断する。

イ 契約（仮契約を含む）締結後の場合は、本号アの規定同様、入札後において入札結果等を公表しているため、落札者及び落札金額が既に閲覧に供されていることに留意するとともに、本条第3号の手続きによることが適切か否かを委員会で判断する。

(2) 契約（仮契約を含む）締結前の場合の調査

ア 談合情報があった場合には、契約を留保し、委員会はその取扱いを審議するとともに、委員会の審議の結果、事情聴取を行わない（調査に値しない）と判断された場合は、落札者から誓約書（別記様式第4号）を提出させたうえで、契約を締結する。

イ 委員会の審議の結果、事情聴取を行う（調査に値する）必要があると認められた場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行う。

ウ 事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと委員会において認められる証拠を得た場合は、全ての入札参加者に対し、契約規則第17条第7号の規定を適用のうえ入札を無効とする。

エ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合は、落札者から誓約書（別記様式第4号）を提出させたうえで、契約を締結する。

(3) 契約（仮契約を含む）締結後の場合

ア 談合情報があった場合には、委員会において、その取扱いを審議する。

イ 委員会の審議の結果、事情聴取を行う（調査に値する）必要があると認められた場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行う。

ウ 事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと委員会において認められる証拠を得た場合には、建設工事等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを発注機関が判断する。

エ 委員会の審議の結果、事情聴取を行わない（調査に値しない）と判断された場合または事情聴取の結果談合の事実があったと認められない場合は、受注者から確約書（別記様式第5）を提出させる。

（個別手続きの手順等）

第10条 第8条から前条までの規定に基づく事情聴取等の手続きにおいては、次条以下に掲げる事項に留意して行う。

（報告書の作成）

第11条 事務局は、談合情報に係る通報を受けた場合において、情報の内容を談合情報報告書（別記様式第2）に記入し、これを作成しなければならない。

（事情聴取の方法等）

第12条 事情聴取は、委員長が委員会の中から指名した者並びに事務局の複数職員により行わなければならない。

2 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、別紙1を参考とした事情聴取項目を通知し、個別に呼出し聞き取りを行う。

3 事情聴取した内容は、事情聴取結果報告書（別記様式第3）に記入し、これを作成しなければならない。

4 誓約書（別記様式第4）は、公正取引委員会へ送付する旨を通知し、事情聴取の対象者から提出させる。ただし、落札者決定（入札）後の場合にあっては、当該様式の文書中、2行目の後段にある「落札後」を抹消して用いる。

5 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合の入札を無効とする旨の警告は、別紙2を参考として警告事項を読み上げなければならない。

6 確約書（別記様式第5）については、契約締結後の場合に使用する。

（積算内訳書の精査）

第13条 積算内訳書の提示にあたっては、入札に際し積算担当者が立ち会い、第1回の入札において全ての入札参加者が入札書を入札箱に投函した後（開札前）に積算担当者が積算内訳書の提示を求め、談合の形跡がないかを入念に精査しなければならない。

2 落札者の宣言は留保し、後日通知する旨を投函前に入札参加者に対し申し渡さなければならない。

3 積算担当者は、積算内訳書の精査結果をまとめ、委員長に提出しなければならない。

（公正取引委員会への通報等）

第14条 公正取引委員会への通報等は、公正取引委員会との連絡担当である委員長において行う。

2 公正取引委員会への通報等は、談合情報通報書（別記様式第6）により行わなければならない。

（市長への報告）

第15条 委員長は、談合情報に関する処理結果について、速やかに、談合情報処理書（別記様式第7）に、次の書類を添えて市長に報告しなければならない。

（1） 建設工事等請負指名業者調書（選考調書）又は当該参加資格者がわかる書類

（2） 談合情報報告書

（3） 誓約書

（4） 事情聴取結果報告書

（5） 談合情報処理書

（6） 入札金額見積内訳書

（7） 入札結果兼記録書

（8） 談合情報の裏付けとなる書類

（9） その他談合情報に関する書類

（公正取引委員会の処分（独禁法違反）に対する対応）

第16条 建設工事等において排除措置命令等の処分を受けた業者にあつては、競争入札参加資格関係事務処理要綱（昭和57年根室市訓令第5号。以下「事務処理要綱」という。）第9の規定に基づき、指名停止処分するとともに、当該業者に対して通知する。ただし、入札直前までに上記の処分を受けた業者に対しては、入札辞退を勧告するものとし、処分を受けた業者が処分前にすでに本市から受注し、建設工事等の履行が完了しているものについては、責任は問わない。

2 刑事告発された業者にあつては、事務処理要綱第9の規定に基づき、指名停止処分するとともに、当該業者に対して通知する。

3 指名留保にあつては、北海道並びに道内各市の対応を調査のうえ、その調査結果を参考として留保期間を決定するものとし、指名停止にあつては、事務処理要綱第9条の規定に基づき停止期間を決定する。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

※ 別記様式等省略

根室市公正入札調査委員会及び根室市競争入札参加資格審査委員会調査
等判断基準

(平成26年7月29日、根室市公正入札調査委員会委員長決定)

1. 談 合

- (1) 談合の事実が確認できる場合とは、事情聴取の結果、全ての業者が談合の事実を肯定した場合や落札業者を決定した物証等がある場合などをいい、具体的には以下のとおりとし、根室市契約規則第22条の規定を適用する。

ア 談合が確認できる具体的な物証（録音テープ、メモ、写真等）があるとき
イ 談合について関係者全者の具体的な証言（工事名、談合の内容、談合が行われた場所、日時、関与業者名等）があるとき
ウ 工事費内訳書の内容に明らかな一致があるとき
エ 刑法、独占禁止法に違反していること（公訴の提起、排除措置命令、課徴金納付命令）が明らかとされたとき

- (2) 談合の事実が確認できないが、疑わしい場合とは、事情聴取の結果、談合の事実が確認できる明らかな証拠はないが、複数以上の業者が、談合の事実を肯定しているような場合などをいい、具体的には以下のとおりとし、再調査を実施する。

ア 談合について関係者複数の具体的な証言（工事名、談合の内容、談合が行われた場所、日時、関与業者名等）があるとき
イ 積算内訳書の内容に明らかな類似があるとき
ウ 刑法、独占禁止法に違反していること（公訴の提起、排除措置命令、課徴金納付命令）が明らかとされていないが、関係機関が調査等に着手している事実が確認できた（捜査、行政調査などを受けた証言が得られた）とき

2. 不正行為（脅迫、妨害行為）

- (1) 不正行為の事実が確認できる場合とは、事情聴取の結果、関与者が不正の事実を肯定した場合や不正行為の物証等がある場合などをいい、具体的には以下のとおりとし、入札参加資格の審議に付する。

ア 不正行為が確認できる具体的な物証（録音テープ、メモ、写真等）があるとき
イ 不正行為について関与者全員（不正行為をした側、された側）が認めたとき
ウ 複数者に対し複数回の不正行為があったと証言があるとき
エ 刑法、独占禁止法に違反していること（公訴の提起、排除措置命令、課徴金納付命令）が明らかとされたとき

- (2) 不正行為の事実が確認できないが、疑わしい場合とは、事情聴取の結果、不正行為の事実が確認できる明らかな証拠はないが、複数以上の業者が、不正行為を受けた事実を肯定しているような場合や不正行為の事実は否定しているが、特定の業者が複数回にわたり不正行為を受けた事実が確認された場合などをいい、具体的には以下のとおりとし、再調査を実施する。

ア 不正行為を受けた複数者の証言があるとき

イ 複数回にわたる不正行為があったとされる証言があるとき

ウ 刑法、独占禁止法に違反していること（公訴の提起、排除措置命令、課徴金納付命令）が明らかとされていないが、関係機関が調査等に着手している事実が確認できた（捜査、行政調査などを受けた証言が得られた）とき

※ 談合（不正行為）に対する対応は、速やかに行う必要があるが、社会的影響が考えられるものや法的措置等に及ぶおそれがあるものについては、慎重に対処する。

※ また、談合（不正行為）の事実が確認されない場合においても、社会通念上、建設業者等としての資質が疑われる行為があった場合は、関係者への指導を行うよう、建設工事等主管課へ指示する。

3. その他（当該入札にかかわる談合や不正行為以外）

- (1) 事情聴取の結果、談合や入札にかかわる不正行為の事実が確認できない場合でも、他の法令等に違反している場合は、建設工事等主管課へ通知する。

ア 各種法令による逮捕、公訴の提起及び監督処分を知ったとき。

※ 例として、公文書偽造、恐喝、詐欺、偽計業務妨害等の刑法違反、労働基準法、労働安全衛生法等の労働者使用関連法令違反、建設業法、廃棄物処理法、建築士法、宅地建物取引業法等の登録種目に係る許認可法令違反など。

- (2) 入札参加資格者である個人又は法人の代表権を有する役員の私的行為であって、反社会性の強い犯罪が行われ、社会的責任に照らし、契約の相手方として不適切であると認められる場合も、建設工事等主管課へ通知する。

※ 例として、横領罪、傷害罪、殺人罪、背任罪、売春防止法違反、覚醒剤取締法違反、公職選挙法違反等で逮捕等されたと知ったとき。

附 則

この基準は、平成26年8月1日から施行する。